

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第 5、報告第 1 号 平成 25 年度・江差町一般会計継続費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第1号 平成25年度 江差町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。

『江差中学校改築整備』に係る継続費について、別紙のとおり通次繰越したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい、次「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは議案の 2 頁をお願いしたいと思います。継続費の繰越計算書でございます。江差中学校改築整備事業で 24 年度から 26 年度までの継続事業でございます。25 年の継続費予算現額 14 億 3, 222 万 5 千円のうち年度内に支出の終わらなかった分、9 億 548 万 3314 円を 26 年度に通次繰越するものでございます。これにより継続費の総額に対する支出額、25 年度末で 35. 2%の進捗率でございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

報告第1号 平成25年度・江差町一般会計継続費繰越計算書について、原案のとおり決定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、原案のとおり了承することに決定致しました。

(議長)

日程第6、報告第2号 平成25年度・江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第2号 平成25年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成26年度に繰り越して使用しようとする予算について、別紙計算書のとおり繰り越したことから、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それじゃ議案の4頁をお願いしたいと思います。

平成25年度の繰越明許費に係る繰越事業は4事業ございます。このうち国の25年度の予算補正を活用しての事業が農業基盤整備促進事業を含め上から3件ございます。4件目の直轄港湾災害復旧は事業主体である国の事業費の繰越に追随したものでございます。これらの4事業につきましては3月定例会で繰越明許費の承認を頂いております。事業の翌年度繰越額合計は1億649万円でございます。財源内訳は未収入特定財源合計が9,589万円、一般財源が1,060万円となっております。以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

報告第2号 平成25年度・江差町一般会計 繰越明許費繰越計算書について、原案のとおり決定することとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については原案のとおり承認することに決定致しました。

(議長)

日程第7、報告第3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

報告第3号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について、平成26年4月28日をもって専決処分致しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」(補足説明)

それでは議案書の6頁をお開き下さい。和解及び損害賠償の決定についてです。

1. 当事者

甲 江差町 代表者 江差町長 濱谷 一治

乙 A とします。

2. 事故の概要でございます。

平成26年1月10日午前8時頃において、甲の所有する町道江差中学校通りを乙が自家用車で走行中、柵の蓋に自家用車が乗り上がった際に蓋が跳ね上がり、乙の所有する自家用車の一部を損壊、破損させたものであります。

甲及び乙は、上記に起因する損傷について、甲の負担と責任において補修することとし交渉を進め、和解することで合意を得たものでございます。

3. 和解及び損害賠償額の概要でございます。

(1)甲及び乙は、上記に起因する自家用車の補修に係る費用が339,003円であると確認し、甲の加入する全国町村会総合賠償補償保険にて補修するものとする。

(2)甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じて、いかなる名目を

問わず各自相手方に対し何らの請求をしない、ということで報告と致します。
よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

「小野寺議員」

「小野寺議員」

ちゃんと押してありますので。
あの、少し説明して下さい。状況ちょっと分からないのでお願いします。

(議長)

「建設水道課長」

「建設水道課長」

江差中学校通り、江差中学校の前を走っているあの町道でございます。であの、当時除雪作業が朝に入っておりました。それでいわゆる町道の柵の蓋がですね、その除雪の作業車が入った段階で蓋が外れてたと。

「小野寺議員」

外れてた。

「建設水道課長」

外れてたということで、そこにいわゆる車輪がはまったということの、報告がございました。それで現地の調査等、それと除雪車の確認等をですね、除雪作業員の確認等もしたんですが、蓋は外れてなかったよと。でも当の本人は外れていたというようなことで、ちょっとその辺でいろいろ調査、警察も入りました。で、それが起因とするかどうかということも踏まえながら、和解が4月の28日ってということで、時間がちょっとかかったというのは要は保険会社の方でもその原因についていろんな角度から調査を行って、ちょっと期間がかかったということです。ですから、言うなればあの外れてた外れてないっ

という押し問答をしてもですね、なかなか決着がつかない、そんな訳で、当の本人の申告が保険会社の方も認めた、そういうようなことで和解に至ったという内容でございます。

(議長)

いいですか。はい。

他に質疑希望ありませんか。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

本案は、議会の委任による専決処分で承認を要しませんので、これをもって報告第3号は終結致します。

(議長)

報告第4号 出資法人 江差町土地開発公社に係る経営状況についてを議題と致します。

報告内容についてはお手元に配布のとおりでありますので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第4号については終結致します。

(議長)

次に、日程第9、議案第1号 江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第10、議案第2号 江差町・上ノ国町・奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約については、関連がございますので、会議規則第37条の規程により「一括議題」と致します。

(議長)

それでは議案第1号及び議案第2号一括しての提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

ただいま一括上程議案となりました、議案第1号 江差町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第2号 江差町・上ノ国町・奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について、でございます。

地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する、関係法、関係法律の整備に関する法律の制定に伴う障害者自立支援法の改正により、条例の改正及び規約を変更するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決方よろしくお願いを申し上げます。

(議長)

はい、「総務財政課長」

うん、町民福祉課長。

「町民福祉課長」

「町民福祉課長」(補足説明)

それでは議案第1号及び議案第2号について補足説明を致します。

初めに議案第1号についてでございます。まず1頁目の資料1で補足説明を致します。ただ今提案理由の説明のとおり、障害者自立支援法が一部改正されました。これに伴い、『障害程度区分』が『障害支援区分』に改められました。このため、資料1の不足別表第1にある通り、『障害程度区分認定審査会』を『障害支援区分認定審査会』に改めるものでございます。

次に議案の第2号でございます。2頁目、資料の2で補足説明を致します。江差・上ノ国・奥尻の3町で共同している認定審査会の規約の一部変更でございます。議案第1号で説明したとおり、障害者自立支援法が一部改正され、題名が『障害程度区分』、題名、それから『障害程度区分』が『障害支援区分』に改められました。このことから、第1条では『障害者自立支援法』を、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』に改め、また、第1条及び第2条中の『障害程度区分』を『障害支援区分』にそれぞれ改めるものでございます。

なお、議案第1号及び2号につきましては、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するものでございます。以上、よろしくお願ひ致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号 江差町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第2号 江差町・上ノ国町・奥尻町障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号及び議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第3号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第3号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の一部改正は、地方税法の一部改正に伴う所得の少ない世帯への軽減措置の拡大のみを行うこととし、課税限度額の引き上げは行わないことと致しました。国民健康保険税については、増税となるような改正は極力行わないという私の従来からの方針に依ったものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決方
よろしく願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」

「税務課長」(補足説明)

それでは江差町国民健康保険税条例の一部改正について説明致します。議案の
11 頁から 12 頁、資料の 3 頁の改正の概要、同じく資料の 4 頁から 7 頁の新旧対照表
が関係する部分でございます。

それでは資料 3 頁の改正の概要で説明して参ります。今回の改正は国民健康保険
税の軽減対象の拡大でございます。国民健康保険税では、世帯の所得金額と加入者
数により条例で定められている基準に合致した場合、その基準に応じて 7 割軽減、5
割軽減、及び 2 割軽減の負担区分で均等割額と平等割額の検討、軽減が受けられま
す。今回この軽減のうち 2 割軽減と 5 割軽減について基準額を引き上げるものでござ
います。

2 割軽減については、基準額 33 万円+35 万円×被保険者数を、基準額 33 万円
+45 万円×被保険者数に引き上げます。また、5 割軽減については、現在 2 人以上
が対象となっておりますが、単身世帯についても対象とし、軽減対象となる所得基準
額についても引き上げるものでございます。このことによって軽減となる国民健康保険
税につきましては国と道が 4 分の 3、町が 4 分の 1、公費負担することとなっております。
以上が改正概要でございます。承認方よろしく願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第 3 号 江差町国民健康保険税条例一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第 3 号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 12、議案第 4 号 平成 26 年度江差町一般会計補正予算(第 5 号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第4号 平成26年度江差町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新栄・円山デジタルテレビ中継局の予備電源整備事業など6事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,562万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,848万6千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明を致しますので、ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは議案の 14 頁でございます。予算構成表で説明致します。併せて資料も配布してございますので、ご覧頂きたいと思っております。

一つ目でございます。町有地法面崩落復旧対策でございます。資料の 5、8 頁でござ

ざいます。内容は資料 5 を見て頂きたいのですが、赤い丸部分、これが崩落個所でございます。これを改修するものでございます。先の臨時会で応急工事の専決補正、これを議決頂きました。この他にですね、更に2か所において崩落が発生したため、これも併せて改修工事を行うものでございます。内容は土砂の除去、植生吹付、法面の整形でございます。改修面積は併せておよそ 150 平米を予定してございます。

次にコミュニティ助成でございます。これは間接補助でございます。内容はコミュニティ助成事業を活用し、豊川町豊榮山の老朽化した土台の改修整備に対する補助金でございます。補正額は 250 万円でございます。財源内訳は全額、財団法人自治総合センターからの助成金でございます。

次に新栄・円山デジタルテレビ中継局予備電源整備でございます。これは資料 6、9 頁にございます。内容です。災害時等の停電の際の予備電源を確保するものでございます。放送法の改正がございました。テレビ中継局への予備電源設置が義務化されたことによるものでございます。資料に記載のとおり 2 か所の中継局で整備するものでございます。補正額は 620 万 4 千円でございます。財源内訳は国庫支出金が 2 分の 1 の 310 万 2 千円、一般財源が残り 2 分の 1 の 310 万 2 千円でございます。

次に青年就農給付金事業でございます。内容です。北海道青年就農給付金事業を活用するものでございます。新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間、最長で 5 年間の支援策として 1 人当たり年間 150 万円を上限に給付金を交付するものでございます。平成 24 年度より導入され、26 年度当初予算で 3 人の予算計上をしてございます。追加で 1 人の経営開始計画の承認が見込まれますことから、補助内報を受けての補正をするものでございます。補正額は 150 万円でございます。財源内訳は全額、道支出金でございます。

次に経営所得安定対策でございます。これも間接補助でございます。内容は農業経営推進に係る事務費の経費を、実施主体でございます江差町地域農業再生協議会へ補助するものでございます。補正額は 178 万 9 千円でございます。財源内訳は全額、道支出金でございます。

次に文化会館スプリンクラーポンプ配管改修でございます。これは資料 7、10 頁にございます。内容です。スプリンクラー用配管のバルブと逆支弁の不具合により、配管内の圧力が下がることが判明したものでございます。これを早急に改修する必要が生じたものでございます。不具合の原因は経年劣化でございます。補正額は 138 万 8 千円です。財源内訳は全額一般財源でございます。

以上、補正額合計 1, 562 万 8 千円、財源内訳は国庫支出金 310 万 2 千円、道支出金が 328 万 9 千円、その他特定財源が 250 万円です。一般財源が 673 万 7 千円でございます。尚、一般財源は繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、平成26年度江差町一般会計補正予算(第5号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号平成26年度江差町一般会計補正予算(第5号)については、
が、原案に、よって、ついでには原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第5号 江差、北海道町村議会議員公務災害、賠償、補償等組合
規約の一部を変更する規約についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規

約についてでございます。

組合を脱退する団体及び新規に加入する団体が生じたことに伴い、規約の一部を変更するものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致します。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは議案の26頁でございます。資料も、資料8でございます。11頁でございます。内容です。上川中部消防組合、それと伊達・壮瞥学校給食組合それぞれ解散のため脱退したものでございます。新たに道央廃棄物処理組合の加入があったものでございます。組合規約の別表第1号、上川中部消防組合、それから伊達・壮瞥学校給食組合を削除し、道央廃棄物処理組合を加えるものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。

議案第 5 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって議案第 5 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

会場の中が暑くなりましたので、上着を取っても結構でございます。

管理職の方々も。

(議長)

日程第 14、議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第6号 北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約についてでございます。

組合を脱退する団体及び新規に加入する団体が生じたことに伴い、規約の一部を変更するものでございまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致します。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

「総務財政課長」

「総務財政課長」(補足説明)

それでは議案第 6 号の分です。議案の 28 頁でございます。資料が 9 でございます。一番最後でございます。資料 9 の内容について説明した方が分かりやすいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

資料 9 のですね、上段からです。北海道市町村総合事務組合を組織する団体のうち、上川中部消防組合、それから伊達・壮瞥学校給食組合がそれぞれ解散のため脱退、新たに道央廃棄物処理組合の加入がありましたことから、組合理約の別表第 1 後、

上川中部消防組合、それから伊達・壮瞥学校給食組合を削除し、道央廃棄物処理組合を加えるものです。

次に資料 9 のこの下段でございます。北海道市町村総合事務組合の事務を共同処理する団体のうち、上川中部消防組合、それから伊達・壮瞥学校給食組合がそれぞれ解散のため脱退すること、上川中部消防組合解散により鷹栖町と上川町に消防団が設置され新たに加入すること、新規に道央廃棄物処理組合の加入、更には赤平市が滝川地区広域消防事務組合に加入するため脱退となるもので、組合規約の別表第 2 の変更を行うものでございます。以上でございます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結します。

(議長)

お諮りします。
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
議案第 6 号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって議案第 6 号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第 15、議案第 7 号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを

議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

「町 長」(提案説明)

議案第7号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてでございます。

江差町町民野球場スコアボード改修に伴う事業実施について、江差町過疎地域自立促進市町村計画の事業として取り進めるため、同計画を変更するものでございます。ご審議の上、議決方よろしくお願い申し上げます。

(議長)

政策、うん、政策推進課長か。誰。

通り、分かった。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を、終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に意見書の提出についてを議題と致します。

日程第16、発議第1号「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第17、発議第2号 地方財政の拡充を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって議案第 2 号については原案のとおり決しました。

(議長)

次に、日程(第)18、発議第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第 3 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第 19、発議第 4 号 平成 26 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議、認め、直ちに採決致します。

発議第 4 号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第 4 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第 20、発議第 5 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しや地域の子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 5 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第 5 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第 21、発議第 6 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、修学保障充実など 2015 年度国家予算編成における教育予算確保・充実に向けた意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 6 号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第 6 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第 22、発議第 7 号 地域包括ケアシステムの構築のため地域の実情に応じた支援を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

発議第 7 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって発議第 7 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第 23、発議第 8 号 総合的体系的若者雇用対策を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 8 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手」求めます。

(議長)

挙手、全員か。はい、全員であります。

発議第 8 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第 24、発議第 9 号 鳥獣の捕獲促進体制強化の速やかな実施を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

発議第 9 号については、決定致しました。

(議長)

日程第 25、発議第 10 号 中小企業の事業環境の改善を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

発議第 10 号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。全員か。挙手全員であります。

発議第 10 号については決しました。

(議長)

日程第 26、発議第 11 号 集団的自衛権に関する憲法解釈の変更に反対する意見書の提出についてを議題とします。

(議長)

お諮りします。

本案についてはお手元に配付のとおりでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 11 号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第 11 号については、原案のとおり決定致しました。

(議長)

日程第 27、発議第 12 号「平成 25 年度・江差町各会計決算審査特別委員会」の設置についてを議題といたします。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く全議員による発議であります。

従いまして、議長及び監査委員をのぞく、10 名の議員を委員として構成する「平成 25 年度江差町各会計決算審査特別委員会」を設置し、「平成 25 年度江差町各会計決算審査」をこれに付託の上、閉会中の継続調査とすることとし、また、審査にあたっては、地方自治法第 98 条第 1 項の規定によって「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、本案については、議長及び監査委員を除く 10 名の議員を委員として構成する、「平成 25 年度江差町各会計決算審査特別委員会」を設置し、「平成 25 年度江差町各会計決算審査」を、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることと致し、また、審査にあたっては、地方自治法第 98 条第 1 項の規定による「検閲・検査」の権限を特別委員会に委任することに決定致しました。

(議長)

日程第 28、発議第 13 号 議員の派遣についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、議長を除く議員全員による発議であります。

従いまして、本案については、説明・質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第 13 号については原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、発議第 13 号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で、本定例会に付議された案件は、すべて議了しました。

これで会議を閉じます。

(議長)

平成 26 年第 2 回江差町議会定例会を閉会致します。

大変ごくろうさまです。

閉 会 13:42